

「日本DPO協会 第12回個人情報保護セミナー」  
「メタバースにおけるプライバシー及びセキュリティ保護」

講師：当協会 顧問

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
スペシャル・カウンセラー  
弁護士 中崎 尚 先生

2023年6月29日（木）15:00～16:00

あいさつ「仮想空間におけるプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

# 内閣府「ムーンショット型研究開発制度」①

- 内閣府「ムーンショット型研究開発制度」
- <https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub1>.
- ムーンショット型研究開発制度は、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する国の大型研究プログラムです。
- 概要
- 背景
- 我が国は、少子高齢化の進展や大規模自然災害への備え、地球温暖化問題への対処等、多くの困難な課題を抱える中、それら課題解決に科学技術が果敢に挑戦し、未来社会の展望を切り拓いていくことが求められています。

## 内閣府「ムーンショット型研究開発制度」②

- 欧米や中国では、破壊的イノベーションの創出を目指し、これまでの延長では想像もつかないような野心的な構想や困難な社会課題の解決を掲げ、我が国とは桁違いの投資規模でハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を強力に推進しています。
- そうした中、我が国発の破壊的イノベーションを創出し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発が必要となっています。

## 内閣府「ムーンショット型研究開発制度」③

- **制度の特徴**
- 未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象として、人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）及び構想を国が策定します。
- 各ムーンショット目標において、複数のプロジェクトを統括するPD（プログラムディレクター）を任命し、その下に国内外トップの研究者をPM（プロジェクトマネージャー）として採択します。
- 研究全体を俯瞰したポートフォリオを構築し、我が国の基礎研究力を最大限に引き出す挑戦的研究開発を積極的に推進し、失敗も許容しながら挑戦的な研究開発を推進します。
- ステージゲートを設けてポートフォリオを柔軟に見直し、将来における社会実装を見据え派生的な研究成果のスピリアウトを奨励します。
- データ基盤を用いた最先端の研究支援システムを構築します。

## 内閣府「ムーンショット型研究開発制度」④

- [参考]ムーンショットの由来
- 1961年、アメリカ合衆国のジョン・F・ケネディ大統領が、「1960年代が終わる前に月面に人類を着陸させ、無事に地球に帰還させる」という実現困難な月面着陸プロジェクト (アポロ計画) を発表し、1969年にその目標通り達成している。
- それに倣い、実現困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題を対象にした野心的な目標を掲げた研究開発制度であるため、「ムーンショット型」と名付けている。
- 2016年には、Apple社(当時はApple Computer社)の元CEOであるジョン・スカリー氏が著作「ムーンショット」の中で「将来を描く、斬新で困難だが、実現によって大きなインパクトがもたらされる、壮大な目標・挑戦」として紹介しており、現在はビジネス用語としても使用されている。

# 石黒プロジェクト ムーンショット型研究開発事業 目標:

- 2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現
- 誰もが自在に活躍できるアバター共生社会の実現
- 研究開発項目8:アバター社会倫理設計
- 概要
- 本研究開発項目では、CA【Cybernetic Avatar】利用における倫理・法律問題の研究と、モラルや文化等の社会学的側面を重視したCAの行動設計の研究に取り組む。
- 国や文化等の違いに起因するコミュニケーションギャップを軽減するCAを提案・開発する。CA利用者の不適切な行動も、自動的に適切な行動に変換するCAの機能である、モラルコンピューティングの研究開発に取り組む。そのため、モラルや異文化に関する倫理的、哲学的研究に取り組むと共に、アバター共生社会倫理コンソーシアムにおいて、その妥当性を議論する。CA利用においてはプライバシー問題の検討が重要になるが、法学的にプライバシー問題を検討すると共に、アバター法を提案し、未来社会における社会規範を示す。
- この研究開発項目は、研究開発項目7と密に連携する。
- <https://avatar-ss.org/members/group08/index.html>

# 石黒プロジェクト ムーンショット型研究開発事業 目標

- 目標
- CA利用におけるモラル的な行動の設計やアバター法を提案する。
- その妥当性は、複数の企業や学者が参加するアバター共生社会倫理コンソーシアムを構成し、そのコンソーシアムで評価する。さらには、定期的にあバター共生社会倫理コンソーシアム主催の市民会議を開催し、一般市民の意見を取り入れながら、CAのモラル行動やアバター法を評価する。

# 石井夏生利「サイバネティック・アバター とプライバシー保護を巡る法的課題」

- 人工知能学会誌第 36 巻 5 号(2021年9月)578頁以下
- 総務省・情報通信法学研究会AI 分科会(2022年 1 月 27 日)
- 「AIとプライバシー」
- 本稿では、今後提案されるアバター法に定めるべき種々の規定のうち、プライバシーと CA に焦点を当て、① CA の法人格性、② CAとプライバシー権、③ CA のなりすまし、④ CA による情報収集・分析を巡る法的論点を検討する。
- 法学は、現実社会に生起する問題に対処するための学問領域であるため、数十年先の未来を見据えた法制度を設計することを得意としない。少なくとも、論点を深化させるためには具体的な想定事例を多数列挙することが必要である。そのため、本稿では、ムーンショット PJ が目標とする未来社会が到来することを前提に、現在の議論から断片的に得られる示唆を手がかりに検討を進める。



# 石井夏生利「自己イメージの形成とアイデンティティ権 ーメタバーズのアバターを中心にー」

- 総務省・学術雑誌「情報通信政策研究」7巻1号(2023年)1頁以下  
要旨
- 本稿では、メタバーズ内で活動するアバターの背後に存在する操作者(本人)に対し、アバターの利用を通じた人格的同一性の保持に関して付与し得る人格権ないしは人格的利益を検討した。メタバーズでの秩序形成においては、なりすましによる被害から本人を法的に保護する仕組みを設けることが必要であり、係る保護を理論的に裏付ける説として、憲法学の領域における「自己イメージコントロール権」、「自己像の同一性に対する権利」、そして、実務的な観点から提唱されている「他者との関係において人格的同一性を保持する利益」としての「アイデンティティ権」が挙げられる。これらの権利概念は必ずしも確立しているわけではないが、少なくともソフトローによる秩序形成の背景に存在する根拠となり得る。今後、メタバーズがさらに拡大し、ハードローによる法的保護を必要とする社会的合意が形成される段階に至った場合には、上記の各権利概念が実定法上の権利へと発展する可能性はあると考える。
- キーワード: 自己イメージの形成、アイデンティティ権、プライバシー権、メタバーズ、アバター